

## 恵那市建築物耐震診断費補助事業の概要

### 1. 補助事業の内容

この制度は、既存建築物等の地震に対する安全性の向上を図り、もって、地震に強いまちづくりを推進することを目的として、恵那市に現存する建築物の所有者等が実施する耐震診断事業費の一部を補助する事業です。

### 2. 補助対象となる耐震診断の概要

- ア 昭和56年5月31日以前に着手された恵那市に現存する建築物であること。
- イ 木造2階の一戸建て住宅以外の建築物であること。
- ウ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。
- エ 建築物の所有者等が実施する耐震診断であること。ただし、分譲マンションにあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人が実施する耐震診断であること。
- オ 次に掲げる耐震診断であること。
  - (1) 木造の長屋若しくは共同住宅 一定の資格を持った岐阜県木造住宅耐震相談士が実施する、建防協マニュアルに定める一般診断法及び精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。)による耐震診断
  - (2) 上記以外の建築物 建築士が実施する、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の別添の指針に基づく耐震診断
- カ 一定の規模以上である建築物にあつては、耐震診断の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関に諮られた耐震診断であること。
- キ その他市長が定める要件に適合していること。

### 3. 補助金の額

- ア 補助対象となる事業に要する費用は、一戸建て住宅については1棟あたり134,000円を限度とする。特定建築物(※裏面参照)の上限は無いが、特定建築物以外の建築物については1棟あたり下記①②③に定める費用の合計とする。
  - ① 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1㎡あたり3,600円以内
  - ② 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡あたり1,540円以内
  - ③ 延べ面積2,000㎡を超える部分は、1㎡あたり1,030円以内
- イ 補助金の額は、特定建築物は事業に要する費用の3分の2以内の額、かつ、予算の範囲内とする。一戸建ての住宅、または、特定建築物以外の建築物は、事業に要する費用の3分の2以内の額で、100万円を限度とする。

お問い合わせ先 恵那市役所都市住宅課 担当 岩谷・長谷川 26-2111 (内線232, 233)

## 法第14条第1号に規定する特定建築物一覧

	用 途	規模要件
1	学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校)	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
2	体育館(一般公共のように供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
11	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス行を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を鋼製する建築物で旅客の条項又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
23	自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

## 木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

恵那市長 様

申請者 〒 -

住所

氏名

印

電話

木造住宅耐震診断事業費補助事業として補助金の交付を受けたいので、恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申込みにあたり、申請書の記載内容が同要綱に定める対象事業要件に適合することを確認するために、市長が課税台帳兼名寄帳等について照合を行うことに同意します。

建物所在地	恵那市		
建物用途		建築(着工)年月	年 月
耐震診断の見積額	円	交付申請額	円
建物概要	構造		階数
	延べ床面積	m <sup>2</sup>	併用住宅の 住宅以外の面積
診断を依頼する者	氏名		登録・資格番号

添付書類

- ・案内図
- ・建築時期の分かる書類（課税明細書・納税義務者証明書・建築確認済証・登記済証等の写し）
- ・所有者のわかる書類（課税明細書、固定資産証明書又は登記済証の写し）
- ・耐震診断を依頼する相談士の登録証及び修了証の写し
- ・耐震診断の見積書の写し
- ・岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

## 建築物耐震診断費補助金交付申請書

恵那市長 様

申請者 〒 -

住所

氏名

印

電話

建築物耐震診断事業費補助事業として補助金の交付を受けたいので、恵那市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申込みにあたり、申請書の記載内容が同要綱に定める対象事業要件に適合することを確認するために、市長が課税台帳兼名寄帳等について照合を行うことに同意します。

建物所在地	恵那市				
建物用途		建築(着工)年月		年	月
耐震診断の方法		居住者等の承諾	有・無	評価	要・不要
評価を依頼する機関	事務所協会の耐震評価委員会・( )				
耐震診断の見積額		円	交付申請額		円
建物概要	構造		階数	階建て	
	延べ床面積	m <sup>2</sup>	併用住宅の住宅以外の面積	m <sup>2</sup>	
診断を依頼する者	氏名		登録・資格番号		

## 添付書類

- ・案内図
- ・建築時期の分かる書類（課税明細書・納税義務者証明書・建築確認済証・登記済証等の写し）
- ・所有者のわかる書類（課税明細書、固定資産証明書又は登記済証（ただし、申請者が建物の区分所有等に関する法律第3条の規定による団体である場合は団体の約款、同第47条の規定による法人である場合は登記簿）の写し）
- ・第3条第1項第2号エ(ア)に規定する耐震診断である場合は依頼を予定する相談士の登録証及び修了証の写し、(イ)に規定する耐震診断である場合は建築士免許の写し
- ・平面図
- ・耐震診断の見積書の写し
- ・分譲マンションの場合に限り、建築確認申請及び確認済証の写し
- ・岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けていない旨の誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

(注)・診断の方法欄には「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）」（平成17年7月5日付け国住指第902号）別添に記された耐震診断の方法から該当する方法を選んで番号を記入すること。

- ・居住者等の承諾欄には居住者等全員の承諾を得られている場合のみ有に○を記入すること。
- ・評価欄には第3条第1項第2号カ又はキの規定による評価が必要な場合は要に、不要である場合は不要に○を記入すること。
- ・評価を依頼する機関欄には前記の評価が必要な場合のみ記入すること。

岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の  
誓約書

恵那市長 様

申請者 〒 -  
住所

氏名 印  
電話

今般、私は下記建築物について、貴市の補助制度を利用して耐震診断又は耐震補強工事を実施するにあたり、この事業が、岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けていないことを誓約いたします。

記

補助事業を実施する 建築物の所在地	
補助事業を実施する 建築物の所有者の 住所氏名	